

個別審議用 調査票（概要）

法人名	大阪府住宅供給公社
役職名（勤務形態）	常務理事（常勤） ⇒ 副理事長（常勤）

前回審議会意見（令和元年 7 月）

【（大阪府住宅供給公社 常務理事（常勤））

《人的関与の必要性が認められる》

当該法人は、約 22,000 戸の公社賃貸住宅、府営住宅約 1 2 万戸の計画修繕、約 3 万戸の管理・運営等を行っている。（平成 30 年度末時点）

約 1,400 億円の借入金の削減が最大の課題であり、また、公社借入金に対する府の損失補償も約 360 億円と膨大であるため、公社債権の格付け（AA—安定的）の維持及び計画的な発行、特定優良賃貸住宅の収支改善などに取り組んでいかなければ、府財政に甚大な影響を及ぼすこととなる。

当該法人が府の住宅まちづくり施策と密接な関係を有していることも踏まえると、こうした取組を進めるに際しては、府が主体的に関与していくべきであり、常勤役員に府関係者を排他的に配置する必要性は一定認められる。

【評価項目 1：取り組むべき課題のポイント】

- 財務基盤の強化、自立化に向けた組織体制の構築
- 公社賃貸住宅の稼働率の維持・向上、公社賃貸住宅のストック有効活用
- 「住まうビジョン・大阪（令和 3 年 12 月）」における施策の方向性に基づく事業の展開
- 府営住宅計画改修の適正執行
- 大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施

【評価項目 2：法人課題と対象役員の職務との関連性のポイント】

【副理事長（常勤）】

- 公社賃貸住宅のストック有効活用
- 「住まうビジョン・大阪（令和 3 年 12 月）」における施策の方向性に基づく事業の展開
- 府営住宅計画改修の適正執行
- 大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施
- 建設工事等審査会の総括

これら事項等について、重要事項を理事長が対応し、その他の事項は副理事長が対応。

加えて、公社の経営改善を図るとともに事業の総合調整にかかる関係機関のトップとの協議等においても理事長及び副理事長で対応。